

川口市中小企業等原油価格等高騰対策支援金FAQ

No.	質問	回答
基本的事項		
1	本事業の目的は	中東情勢の悪化により、石油等由来製品の価格高騰・供給不足の影響を受ける中小企業等を支援するため実施するもので、支援金を交付することにより、事業活動の継続及び安定化を図ることを目的としています。
2	申請期間は	令和8年8月3日（月）から令和8年10月30日（金）です。 郵送またはホームページから電子申請をお願いします。 窓口での受付はありません。 郵送は10月30日の消印有効です。
3	コールセンター開設期間と時間は	令和8年8月3日（月）から令和8年10月30日（金）で、土日祝日を除きます。 時間は、午前は9時から12時、午後は13時から16時30分です。
4	石油等由来製品の範囲は	石油等由来製品とは、原油（石油）や天然ガスなどを原料として製造される製品をいいます。 本制度においては、石油等を精製して得られるナフサなどを原料として、その全部又は一部を使用して製造された製品を対象としています。 具体例としては、次のようなものがあります。 ・プラスチック（合成樹脂）：ペットボトル、ビニール袋、食品トレイ、家電製品の部品など ・合成繊維：ポリエステル、ナイロン、アクリルなど（衣類やカーペットなど） ・合成ゴム：自動車タイヤ、ホース、靴底など ・塗料、接着剤、合成洗剤、医薬品、化粧品、おむつ、生理用品など ・潤滑油、アスファルトなど ※完成品を仕入れて販売する場合は対象となりません。 例えば、ペットボトル飲料やポテトチップスを仕入れて販売する場合は対象外です。一方で、ペットボトルやポテトチップスの包装材など石油等由来製品を製造する事業者は対象となります。
5	石油等由来製品の代替品とはどういったものか	代替品とは「石油由来製品の機能を別の原料や資源で代替する製品」のことで、必ずしも「石油を使わない製品」に限定されず、「石油使用量を抑えた製品」や「再生原料を活用した製品」まで含まれます。 具体的には ・水性塗料 ・合成洗剤の植物由来洗剤 ・紙袋、紙製ストロー、紙や竹製フォーク、スプーン ・バイオマスペットボトル ・綿や麻などの天然繊維の袋、バッグ ・天然ゴムを使用したゴム製品 ・再生プラスチックなどのリサイクル製品 など 全ての製品を例示することは不可能なため、実際の支援金決定にあたり申請品目ごとに上記の定義に照らし判断することになります。
6	申請は1回限りか	1事業者・法人あたり1回限りです。
7	先着順か	先着順ではありません。申請があった順に審査を行い、交付しますが、書類に不備があった場合は、交付決定が遅くなることがあります。
8	令和7年4月1日から市内で事業を営んでいることを条件としているのはなぜか	売上総利益の確認をR8.4～7月のいずれかの単月と前年同月（R7.4～7月）との比較をするためです。
9	本社や本店は市外にあるが、支店が市内にあれば申請可能か	川口市内に事業所等があれば、本社や本店が市外であっても対象となります。 ただし、申請者が市外の法人の場合、市内に事業所を有していることが証明できる書類（履歴事項全部証明書、賃貸契約書、営業許可書など）、また、市内事業所で発生した売上総利益や対象経費を証明できることが必要となります。
10	川口市内に複数の事業所がある場合は各事業所ごとに申請可能か	市内に複数の事業所がある場合も、1法人あたり申請は1回限りです。
11	グループ企業で川口市内に複数のグループ内企業がある場合はそれぞれの企業で申請可能か	申請可能です。
12	支援金は課税対象となるか	課税対象となります。事業所得等として申告をお願いします。 ただし、支援金の支給額を含めた1年間の収入から必要経費を差し引いた収支が赤字となる場合や、収支が黒字であっても所得控除を差し引いた残額がない場合などには所得税の負担は生じません。詳細は税務署等にお問い合わせください。

川口市中小企業等原油価格等高騰対策支援金FAQ

No.	質問	回答
13	交付・不交付決定に不服がある	本支援金は、川口市の個別要綱に基づき実施しているもので、法的な拘束力を持っていません。法律や条例のように「住民に直接的な法的権利を与えるもの」とはみなされず、交付決定は行政処分ではなく単なる「贈与契約」であると解釈しており、行政不服審査法上の不服申し立て（審査請求）はできません。
14	周知はどのようにしているのか	市内掲示板へのポスター掲示のほか、広報かわぐち8月号、川口商工会議所会報・メールマガジンで周知しています。さらに、各産業団体や農業団体、市の施設、介護等の事業所へちらし又はちらしデータを送付しています。
15	埼玉県でも同様に、中東情勢の影響を受ける中小企業、農林水産業者等に対する価格高騰・供給不足への緊急支援を実施しているが、県の交付を受けても川口市の支援を受けられるか また、川口市の支援を受けていても、県の当該支援を受けられるのか	受けられます。県の支援制度の詳細は県に問い合わせをお願いします。
対象者		
16	対象となる事業者は	①中東情勢の影響により令和8年4月から7月の期間のうち任意の単月の売上総利益（粗利）が前年同月と比べて減少した事業者で、 ●中小企業基本法第2条各号に掲げる事業者や社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等）で、令和7年4月1日以前から市内で継続して事業を営む法人又は個人事業者 ※詳細は別添交付対象者参照
17	中小企業基本法上の会社の定義は	株式会社、合名会社、合資会社、合同会社および土業法人です。
18	対象外となる事業者は	暴力団、性風俗関連特殊営業、宗教団体、市税の滞納者などは対象外になります。
19	フリーランスは対象となるか	●自身の店舗や事務所を持たない、いわゆるフリーランスとして活動されている方についても、市内在住等の要件に合致し、個人事業者として事業を行っていれば対象となります。 ●具体的には、事業実態や副業でないかなどを総合的に判断し、決定します。 （被扶養者、社会保険適用者は対象外）
20	申請日までに市外に移転した場合は	申請日時時点ですでに市外に移転している場合は対象外となります。
21	当社は令和8年8月に廃業となる（なった）。申請は可能か	申請時に、事業の継続及び雇用の維持を図ることに同意をいただく必要がありますので、廃業予定がある場合は、申請できません。
22	本店は市外であるが川口市内に支店（営業所）がある。売上総利益（粗利）の計算は本支店合算であるがこの場合は対象となるのか	市内事業所として、売上総利益の減少がわかる書類の提出や対象経費の購入履歴や仕入先からの請求書等取引の明細がわかる書類があれば、申請可能です。 市外にある本店で売上総利益等を合算している場合は、市内事業所分を確認できないため申請できません。
23	本店は川口市内であるが市外に支店（営業所）がある。売上総利益（粗利）の計算は本支店合算であるがこの場合は市外の支店の分も対象となるのか	本店分として、売上総利益の減少がわかる書類の提出や対象経費の購入履歴や仕入先からの請求書等取引の明細がわかる書類があれば、申請可能です。 市外にある支店分を合算している場合は、市内事業所分を確認できないため申請できません。
24	当社では石油等由来製品を川口市内の本店で一括購入しており、購入後は市外の支店等に振り分けている。この場合は対象経費となるか	市内事業所分の売上総利益の減少がわかる書類の提出や対象経費の購入履歴や仕入先からの請求書等取引の明細がわかる書類があれば、申請可能です。 一括管理している場合は、市内事業所分を確認できないため申請できません。

川口市中小企業等原油価格等高騰対策支援金FAQ

No.	質問	回答
25	令和7年6月から事業を開始して1年以上継続している。今後も川口市で事業を継続するつもりだが対象にならないのか	本制度は、令和7年4月1日から市内で事業を営んでいることを条件としているため、対象になりません。
26	原油高の影響を受け、仕入れ額が増額しているが営業努力で粗利は減少していない。この場合は対象となるか	本制度は中東情勢の影響により、営業努力の甲斐なく、粗利が減少している事業者を対象としていますので、申請できません。
27	個人事業主だが、給与収入と不動産収入がある。対象となるか	確定申告において事業収入が主な収入であることとしております。売上総利益の減少や事業に使用する石油等由来製品の購入単価の上昇などが確認できる書類などがあり、他の要件にも合致していれば対象となります。
28	個人事業主だが、年金を受給している。対象となるか	仮に事業収入よりも多い年金収入を得ていたとしても、事業の実態があり、その他の要件に適合していることが確認できれば、交付対象とします。 ※年金収入については、副業の判断において、雇用関係による給与収入とは異なる取り扱いとします。
29	個人事業者が事業を行っているかの判断基準は何の収入によるのか 事業性のある収入の判断基準は	原則として、確定申告において事業収入が主な収入であることとしております。事業収入があっても給与収入や雑収入が主な収入の時は対象外となります。
30	当社は中間業者として流通業を営んでいるが対象となるか	対象となります。
31	川口市の他の補助金や支援金を受けていても申請できるか	申請できます。
申請方法		
32	申請方法は	郵送またはオンラインでお願いします。窓口では受付しません。
33	申請書の書き方を教えてほしい	ホームページで申請要領を公開していますので、まずはそちらをご確認ください。
34	申請書はどこで入手できるか	ホームページからダウンロードをお願いします。 また、ホームページから電子申請も可能です。
35	ホームページを見られる環境がない	申請書類と記入例などを記載した申請要領をお送りします。対象者に該当するかご確認いただいた上で、申請書類にご記入いただき、必要書類を添えて、郵送で提出してください。
36	申請書を郵送してもらえるか	郵送します。送付先、宛名、日中つながる電話番号を教えてください。
37	窓口で受け付けないのか	原則、郵送またはオンラインでお願いしています。 お持ちいただいた場合でも、その場で確認はできないため、後日審査し、不備等をご連絡することになります。郵送またはオンラインでの申請にご協力ください。
38	郵送の場合の送料は	申請者のご負担をお願いします。
提出書類		
39	申請に必要な書類は何か	●郵送の場合 - 様式第1号の申請書兼請求書 - 直近期の確定申告等の書類の写し - 中東情勢の影響により令和8年4月から7月の期間のうち任意の単月の売上総利益（粗利）が前年同月と比べて減少していることがわかる書類 - 対象経費が確認できる書類 - 申請者名義もしくは法人名義の振込先口座の通帳等の写し ※申請者の所在地又は住所が市外の場合は、市内に事業所を有していることを確認できる書類 ※詳細はホームページでご確認をお願いします。 ●電子申請の場合 ホームページの申請フォームへ入力の上、上記2～5、必要に応じて6の提出書類を添付して申請してください。
40	オンライン申請はどのようにしたらよいか	「川口市中小企業等原油価格等高騰対策支援事業」のホームページの「申請フォームはこちら」から申請できます。
41	確定申告書等の写しが必要な理由は	法人の場合：法人番号や従業員数、事業活動の実態などから交付対象者かどうかの確認を行うためです。 個人の場合：屋号や事業活動の実態などから交付対象者かどうかの確認を行うためです。
42	売上総利益（粗利）の減少について 令和8年4月～7月の任意の単月とはどういう意味か	令和8年4月～7月のいずれかの月と、前年同月を比較して、粗利が減少していることが必要となります。例えば、4月は減少しているが、5～7月は微増であった場合は、令和8年4月と前年同月の粗利が減少していることがわかる書類のご提出をお願いします。

川口市中小企業等原油価格等高騰対策支援金FAQ

No.	質問	回答
43	売上総利益（粗利）が減少していることの確認用に何を提出すればよいのか	特に指定の様式はありません。 経理ソフト等から抽出したデータ、手書き管理の場合は、売上台帳などを、対象月が明記されているものを提出してください。令和8年4月～7月までの任意の単月と前年同月分がそれぞれ必要です。
44	申請者が市外の法人の場合、市内事業所を有していることが確認できる書類の提出が必要だが、具体的にはどのようなものか	法務局が発行する令和8年1月1日以降の履歴事項全部証明書や事業所の賃貸契約書、営業許可書のいずれかをご提出ください。
45	対象経費がわかる書類とはどういったものか	仕入帳や仕入れ先からの請求書など、取引の明細（個別の製品名、数量、単価）が記録されている書類です。
46	振込口座が屋号ではなく個人名だが振込可能か	屋号入りの口座を指定していただきたいが、事業用として個人名で口座開設しているのであれば、申請者名義の口座で構いません。
47	交付決定、口座振り込みまでどのくらいの期間がかかるか	申請書類に不備等がなければ、1か月程度を見込んでいます。ただし、申請書類の未記入や添付書類の不足、疑義照会に時間を要する場合は、数か月の時間を要します。
48	市税の一部滞納があるが、申請日時点で完納していないと、支援金の交付は受けられないのか。	本支援金は納期限の到来した市税の完納を要件としていますので、一部未納がある場合は支給対象となりません。
49	市税の滞納分を納付すれば支援金の交付を受けられるか	滞納が解消され、他の要件も整っていれば、交付の対象となります。
50	不足書類を追加で提出するように言われたが、FAXやメールでの送付は可能か。	オンラインまたは郵送でお願いします。 オンラインで再提出する場合はホームページに再提出用のURLがあります。必ず再提出用で提出してください。
51	申請者（代表者）と別の者の振込先口座を指定してもいいか	振込先口座は、必ず申請者（代表者）名義の口座を記載してください。
52	確定申告書の写しに税務署の収受印は必要か	収受印は必要です。収受印のある確定申告書の写しを提出してください。 税務署の端末で申告した場合は、本人控え（確定申告書の両側に本人控えと印字されているもの）を提出してください。
53	e-tax で確定申告した場合に必要なものは	e-tax の場合は確定申告書の控えと受信通知を併せて提出してください。
54	郵送で送付したので税務署の収受印がない場合は	確定申告書の控えと納税証明書その2（事業所得金額の記載のあるもの）又は納付書のコピーを併せて提出してください。 ※納税証明書の内容と提出された確定申告書を照らし合わせ、確認します。
対象経費・補助率		
55	対象となる経費は	令和8年4月から7月に購入した石油等由来製品購入額のうち、令和7年4月から令和8年3月までに購入した当該製品価格からの増額分、令和8年4月から7月に購入した石油等由来製品代替品購入額のうち、令和7年4月から令和8年3月までに購入した代替前の製品価格からの増額分の合計額となります。
56	物価高騰は石油等由来製品だけではないのに、なぜ石油等由来製品及び代替品のみが対象なのか	中東情勢の影響は、まず原油の供給不安・物流リスクなどから、石油等由来製品の価格に直接波及します。国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、限られた財源の中で緊急性の高いものに重点配分するため、石油等由来製品やその代替品としたものです。
57	石油等由来製品等が卸売やメーカーから納品されないために、（仕事ができず）収益が悪化した。このような石油等由来製品等の購入自体がない場合も、本支援金を申請できるのか	石油等由来製品等の購入実績がない場合は、購入による従前からの増額分、あるいは代替品と代替前の製品との価格差の確認ができないため、本支援金の申請はできません。 【参考】 上記の場合で売り上げや収益の減少で資金繰りが苦しくなった事業者に対して、本事業のもう一つのメニューとして実施する、中小企業等資金融資信用保証料補助金制度がありますので、経営支援課へご相談ください。
58	助成対象となる購入を令和8年4月から7月にした理由は	ナフサ価格が令和8年4月に高騰しているため、購入時期を4月からとしました。現時点でまだ情勢が不透明になっていますが、制度設計の段階では、6月のアメリカとイランの覚書によりホルムズ海峡の通行が可能となったことにより、8月以降は石油等由来製品の調達が回復するとみて、緊急的な支援として実施するもので、購入時期を7月までとしています。
59	対象経費に消費税や振込手数料は含めてよいのか	消費税及び地方消費税、振込手数料は、交付対象経費から除いてください。
60	補助率は	対象経費の2分の1以内です。 端数が生じた場合は、千円未満切り捨てです。

川口市中小企業等原油価格等高騰対策支援金FAQ

No.	質問	回答
61	具体的な計算方法は	例えば、令和7年6月に、単価100円で500個石油由来製品を購入し、令和8年4月に同じ製品を単価150円で400個購入した場合、単価同士を比較して、プラス50円に今年4月の購入量400を乗じて2万円が対象経費になります。 この場合、増額分の経費2万円の2分の1の1万円が交付額になります。 対象経費には、消費税や振込手数料は含みません。 ※ホームページに対象経費を積算するExcelがありますので、ご活用ください。
62	交付額の上限額と下限額は	交付額の上限額は10万円、下限額は1万円です。
63	交付額の下限額とはどういうことか	対象経費が2万円以上の場合、交付申請が可能です。 対象経費が2万円に満たない場合は、下限額に達しないので、交付の対象外となります。
64	上限額の交付を受けるために、必要な対象経費はいくらか	20万円以上必要です。
65	申請書に、1件1件対象経費を入力するのか	審査するために必要です。 上限額が10万円なので、経費が20万円以上になれば、それ以上入力する必要はありません。
66	ガソリン・軽油・灯油・重油・電気・ガスについては対象にならないのか	国において、ガソリン・軽油等に対する緊急的激変緩和措置が講じられていることや、電気・ガス料金についても、使用量が多くなる7月から9月に支援を実施する予定とされているので対象外としています。
67	法人と個人事業主で助成上限額が同じなのはなぜか	原油価格高騰対策支援の実施にあたり、限られた財源で可能な限り多くの方に支援が行き渡ることを目的として、助成額上限を一律10万円としています
68	ガソリンスタンドを営んでいる。ガソリン、軽油、灯油は対象となるか	ガソリン、軽油、灯油・重油等は国の緊急的激変緩和措置が講じられているため、対象外になります。
69	店舗で使用している石油ストーブの灯油は対象となるか	ガソリン、軽油、灯油・重油等は国の緊急的激変緩和措置が講じられているため、対象外になります。
70	田植えの前に水入れをするときに灌漑用ポンプを使用するため軽油を使っているが対象となるか	ガソリン、軽油、灯油・重油等は国の緊急的激変緩和措置が講じられているため、対象外になります。
71	当社は石油等由来製品とその他の製品をセットで仕入れそのまま販売している。この場合の経費の計算はセットでよいのか	各々の価格が算出できない場合は、セット価格の比較で構いません。
72	リサイクル事業をしており石油等由来製品の買取と販売をしているが買取した金額は対象経費となるか	買取の際の製品名や単価などがわかる書類、前年度の購入単価との比較ができる書類の提出ができれば対象となります。
73	石油等由来製品以外にも昨今の物価高で仕入れが増額している。物価高騰分は対象とならないのか	本制度は、2月末のホルムズ海峡封鎖により石油等由来製品の価格高騰や供給不足の影響を受けた事業者を対象としているため、これに該当しない物価高騰分は対象とはなりません。
74	石油等由来製品について仕入れ先から卸価格を値上げされたが原油高が理由かわからない。この場合は対象となるか	石油等由来製品であれば、対象となります。 他の要件をすべて満たしていれば、申請いただけます。
75	仕入れ先への支払いは2ヶ月後である。6月に仕入れ計上して8月に支払った場合は対象となるのか	令和8年4月から7月に仕入れ計上を行っているため、対象になります。 6月の仕入れがわかる取引の明細が記録されている書類を添付して、申請してください。
76	仕入れ先への支払いは2ヶ月後である。2月に仕入れ計上して4月に支払った場合は対象となるのか	2月の仕入れ計上は令和7年度の購入となりますので、令和8年4月から7月に購入したものととしての申請はできません。

川口市中小企業等原油価格等高騰対策支援金FAQ

No.	質問	回答
77	クレジットカードで製品を購入し分割払いをしている。4月に仕入れを計上して6か月払いの場合は仕入れ額の全額が対象経費となるか	4月の仕入れがわかる取引の明細が記録されている書類を添付して、申請してください。
78	自家用車を事業にも使っている。ガソリン代は全額を対象経費としてよいか	ガソリン代は、国の緊急的激変緩和措置が講じられているため、対象外となります。